

新入学生等に対するJR通学定期乗車券等の取り扱いについて（依頼）

早春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、弊社の業務につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、新入学生及び卒業生に対しまして通学定期券等のお取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内いたしますので、特段のご配慮並びにご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 JRの通学定期券の購入方法について

【通学定期券に関する注意点等】

- ① 通学定期乗車券は記名人本人以外のご利用はできません。
- ② 「合格通知書」、「入学許可証」又は「在学証明書」ではJRの通学定期券を購入することはできません。
- ③ 「通学証明書」「通学定期乗車券購入券用の身分証明書」の記載事項の誤りや不足によりお客様が窓口で定期券を購入いただけないケースが見受けられます。それぞれの証明書における発行方や記載事項については【別紙1】及び【別紙2】をご確認ください。
- ④ 通学定期券の区間は通学に必要な「居住地もより駅」と「学校もより駅」との間に限ります。なお、居住地とは、生活の本拠としているところをさしますので、複数箇所選択することはできません。
- ⑤ 実習用通学定期券の申請について、郵送による申請のほか、Eメールでの申請も承っております。Eメールで申請いただく場合、個人情報保護の観点から、必ずパスワードを付けて送付いただきますようお願いいたします。送信時の宛先誤り等、弊社の責によらず個人情報が漏洩した場合においては、弊社では一切の責任を負いかねます。

(1) 通学定期券の購入方法

■ 「通学証明書」（見本は別紙1）を使用している学校の場合

- ① 入学後初めて購入する場合に限り、必ず通学証明書の提出が必要です。
- ② 学校の在学期間中は、旧定期券の提出のみで購入できます。
※通学区間を変更する場合や定期券を紛失したなどの理由で旧定期券を提出できない場合は、「通学証明書」の提出が必要となります。

■ 「通学定期乗車券購入兼用の身分証明書」（見本は別紙2）を使用している学校の場合

- ① 入学後初めて購入する場合は、「通学定期乗車券購入兼用の身分証明書」を呈示してください。
- ② 学校の在学期間中は、旧定期券の提出のみで購入できます。
※通学区間を変更する場合や定期券を紛失したなどの理由で旧定期券を提出できない場合は、「通学定期乗車券購入兼用の身分証明書」の呈示が必要となります。

(2) 発売日

使用開始日の7日前より発売します。

（例：4月13日から有効の定期券は4月6日からお買い求めいただけます。）

(3) 通学区間

- ・ 通学定期券は、学生の修学上の経済的負担の軽減を目的として発売するものですので、区間は通学に必要な「居住地もより駅」と「学校もより駅」との間に限ります。
なお、居住地とは、生活の本拠としているところをさしますので、複数箇所選択することはできません。
- ・ 学校への通学以外の理由（アルバイトや塾通い等）で、通学定期券の購入及び区間の変更・延長をすることはできません。

2 新入学生に対する各種証明書の取扱い

- (1) 新入学生が入学手続を完了した場合は、3月31日以前でも学生割引証又は通学証明書を交付できます。学生割引証・通学証明書は、交付後すぐにお使いいただけます。（JRの窓口では3月中でも、各証明書の提出があれば乗車券、定期券を発売します。）ただし、購入した学割乗車券や通学定期券が使用できるのは4月1日以降です。ので、各証明書の余白に「4月1日から有効」と赤書き

してください。

- (2) 身分証明書に貼付する写真は、身分証明書発行の日から1箇月間に限り省略できます。
- (3) 通学証明書に記載する証明書番号は、4月末までの発行に限り省略することができます。ただし、通学定期券をご利用の際には学生証の携帯が必須となります。
- (4) 学生証、合格通知書、入学許可証又は在学証明書で、J Rの通学定期券の購入はできません。

3 実習用通学定期券について

学校での教育課程の一環（卒業・進級時の単位取得、学則・法令等に基づく指定実習等）として、学生が学校以外の場所に実習のため通学する場合、実習用通学定期券を発売いたします。購入を希望する場合は、事前に「実習用通学定期乗車券発売申請書」を弊社宛てにお送りください。

なお、申請方法等、詳細につきましては、【別紙3】をご参照ください。

また、郵送での申請のほか、Eメールでの申請も受け付けています。ご希望される学校さまは、

9 学校事務ご担当者様専用ページについて	でご紹介する専用ページから「実習用通学定期乗車券発売申請書」をダウンロードしていただき、	8 お問い合わせ先
----------------------	--	-----------

の弊社Eメールアドレスまで申請してください。

※ Eメールで申請いただく場合、個人情報保護の観点から、必ずパスワードを付けて送付いただきますようお願いいたします。送信時の宛先誤り等、弊社の責によらず個人情報が漏洩した場合には弊社では一切の責任を負いかねます。

4 通学定期券使用上の注意

通学定期券を次のように不正に使用した場合は、定期券を無効として回収するほか、相当の増運賃をお支払いいただくことがあります。

- (1) 他人名義の定期券を使用したとき
- (2) 使用資格・氏名・年齢・区間その他事実を偽って購入した定期券を使用したとき
- (3) 定期券の有効期間・区間等の表示事項を改ざんして使用したとき
- (4) 偽造した定期券を使用したとき
- (5) 区間の連続しない定期券と普通乗車券又は回数券等を合わせて使用したとき（キセル乗車）
- (6) 有効期間満了後の定期券を使用したとき
- (7) その他定期券を不正乗車的手段として使用したとき

5 卒業生に対する割引の取扱い

- (1) 卒業予定の学生に対する学生割引証の交付は、**3月31日まで**で行うことができますが、使用できるのは3月31日までですので、その有効期限欄に「3月31日まで」と赤書きしてください。学生割引証の有効期間内に購入された学割乗車券は**4月1日以降も有効**です。
- (2) 学生・生徒が使用する**通学定期乗車券**については、学生・生徒としての使用資格が無くなる「**卒業後の4月1日以降**」は一切使用できません。払いもどしまたは他の区間への変更については、弊社の規定に従ってお取り扱いします。（残存する有効期間が短い場合は払戻額が無い場合もあります。）

6 【再周知】往復・連続乗車券の発売終了について

J R 6社では、2026年3月13日をもって往復・連続乗車券の発売を終了します。

これに伴う、学割証（一般用・通信教育用）及び学割乗車券の今後のお取扱いにつきましては、【別紙4】の「往復乗車券及び連続乗車券発売終了に伴う、学校学生生徒旅客運賃割引証の様式変更について」をご参照ください。

※【別紙4】につきましては、既に監督庁から各学校様へお知らせしている資料と同内容となります。

7 その他

- (1) 通学証明書や通学定期乗車券購入兼用の身分証明書等における発行年月日、有効期間等の記載は、西暦表示（4桁）としていただきますようお願いいたします。
- (2) 学校学生生徒旅客運賃割引証は、監督庁に請求してください。
- (3) 昨今、「デジタル学生証」の有効性についてのお問い合わせを頂戴しておりますが、当社では**アプリ等による「デジタル学生証」は運送約款に定める「証明書」としてのお取り扱いをしていないため、駅窓口や列車内でご提示いただいても通学定期乗車券及び学生割引を適用した乗車券の発売や利用をお断りする場合がございます。**

J Rの通学定期乗車券や学生割引を適用した乗車券を購入、利用される生徒・学生様に対しては、【別紙2】に定める学生証等の作成及び交付を行っていただきますようお願いいたします。

8 問い合わせ先

北海道旅客鉄道株式会社（J R 北海道）

営業部 運賃・制度グループ

Eメール：eigyoubu.seido@jrhokkaido.co.jp

※ お問い合わせはEメールでお願いいたします。なお、生徒父兄さまからのお問い合わせにつきましては

は駅若しくは弊社電話案内センター（011-222-7111）へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

9 学校事務ご担当者様専用ページについて

学生割引等に関する事務のご担当者さま向けに、通学定期乗車券の取扱いや通学証明書及び学割証発行事務手続きの参考としていただくための専用ページを開設しています。各種取扱いに関するご案内や「通学証明書」等のデータをご用意しておりますので、日々の業務にご活用ください。

※ 専用ページではJR北海道線をご利用いただく場合の取扱いを記載しております。その他の鉄道会社線をご利用いただく場合の取扱いは各鉄道会社にご確認ください。

【掲載箇所】

JR北海道ホームページ → 鉄道・きっぷ → きっぷのご案内：きっぷのルール

→ 定期券：指定学校事務ご担当者様専用ページ（要ログイン）

<https://www.jrhokkaido.co.jp/school/index.html>

【パスワード】

「jrh8618」

【別紙1】 通学証明書（記入例）

【学校種別又は指定番号】

学校種別又は指定番号をご記入ください。
 （学校種別は「小学校」「中学校」「高校」「大学」、
 指定番号は専門学校や通信制学校でJRから
 番号を付与されている学校のみです。）

【区分】

指定された区分をご記入ください。
 （小学校・中学校は「義務教育」、高校は「高
 等課程」、職業訓練校は「普通職業訓練」大学、
 専門学校は「-」。）

通学証明書

学校種別 又は指定番号	大 学	区 分	—
----------------	-----	-----	---

通学者の 氏名・年齢	北海 太郎	20 才
通学者の居住地	北海道札幌市白石区●条●丁目●-● 電話(011)123 - 4567	
部科及び学年	●●部●●科●学年(年次)	
証明書番号	1 2 - 3 4 5 6	
通学区間	札幌 駅	手稲 駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	6箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日 から	
卒業予定年月日	●●●● 年 3 月 31 日まで	

18.2 cm

【証明】

発行日、学校所在地、学校名、代表者氏名を記
 入のうえ印を押印ください。

証 明	●●●● 年 4 月 1 日発行
学校所在地	北海道札幌市●区●条●丁目●番●号
学校名	●●大学
学校代表者氏名	●● ●●

入学長印
 代表者
 職 印
 大 学

- この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。
- この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。
- この証明書のうち、※印の欄は通学者が記入してください。
- この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印の記入事項については通学者の認印、
 その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には、記入しないでください。

年	月	日まで
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5 cm

(裏無地)

【別紙2】 通学定期券購入兼用の身分証明書（見本）

① 通学定期購入兼用の身分証明書（紙で作成したもの）

（表）

<p style="text-align: center;">契印</p> <p style="text-align: center;">証 明 書 No. _____</p> <p>下記の者は、当校 所属 部（科） の学生 （生徒） 学年第 学年（年度生）であることを証 明する 氏名 _____（ 歳）</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>住 所 _____</p> <p>年 月 日発行</p> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>学校名 _____</p> <p>代表者 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> 写 真 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; margin-left: 5px;">契印</div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: 60px; text-align: center; margin-left: auto;"> 代表者 職 印 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日まで有効</td> <td style="text-align: center;">通学区間 . 間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">発行年月日</th> <th style="text-align: center;">有効期間</th> <th style="text-align: center;">発行駅</th> <th style="text-align: center;">記 事</th> </tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	年 月 日まで有効	通学区間 . 間	通学定期乗車券発行控		発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月		
年 月 日まで有効	通学区間 . 間																																								
通学定期乗車券発行控																																									
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																						
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								

（裏）

<p style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発行年月日</th> <th style="text-align: center;">有効期間</th> <th style="text-align: center;">発行駅</th> <th style="text-align: center;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月			<p style="text-align: center;">（注 意）</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときには、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。</p> <p>(3) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。</p> <p>(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(5) この証明書は、新たな証明書の交付をうけたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは直ちに発行者に返さなければならない。</p>
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																		
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				

○ 「通学区間」は学校様により記入していただきます。また、居住地の変更などにより「通学区間」が変更となる場合についても、学校様が記入してください。

なお、学生様本人が「通学区間」を記入または変更した場合、発売をお断りさせていただく場合がございます。

② 通学定期券購入兼用の身分証明書（カード式）

(表)

証 明 書 No. _____	
下記の者は、本学学生であることを証明します。	
写 真	所属 _____ 部 _____ 科 _____ 学年第 _____ 学年 (_____ 年度生) 学生番号 _____ 氏名 _____ (_____ 歳) 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
証 明	所在地 _____ 学校名 _____ 代表者氏名 _____ 職印 _____ _____ 年 _____ 月 _____ 日発行

(裏)

年 _____ 月 _____ 日まで有効			
通学定期乗車券発行控			
通学区間	間		
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		

- 「通学区間」は学校様により記入していただきます。また、居住地の変更などにより「通学区間」が変更となる場合についても、学校様が記入してください。
 なお、学生様本人が「通学区間」を記入または変更した場合、発売をお断りさせていただく場合がございます。
- 裏面の通学定期乗車券発行控の左上において、「〇〇〇〇年〇月〇日まで有効」欄を設け、学生等の皆さまの卒業予定年月日を証明いただくようお願いいたします。
- 表面（身分証明書欄）は、各学校の定める様式で構いません。
- 裏面に「発行控欄」を設けていただきます。
- 裏面の「発行控欄」は、通学定期券発行時に係員が必要事項を記入・押印しますので、インクの滲みややすい白色の塗料を塗布するか、ステッカーを貼付してください。
- 以下の点線の内容を記したもの（簡易な紙片・スリップ等で構いません。）を別に作成し、列車に乗車する場合は必ず学生証・通学定期券と一体のものとして携帯するよう学生様にご案内ください。

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときには、いつでも呈示しなければならない。
- (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要な事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。
- (3) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
- (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (5) この証明書は、新たな証明書の交付をうけたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは直ちに発行者に返さなければならない。

- 「通学区間」は学校様により記入していただきます。また、居住地の変更などにより「通学区間」が変更となる場合についても、学校様が記入してください。

なお、学生様本人が「通学区間」を記入または変更した場合、発売をお断りさせていただく場合がございます。

- 通学定期乗車券発行控の左上において、「〇〇〇〇年〇月〇日まで有効」欄を設け、学生等の皆さまの卒業予定年月日を証明いただくようお願いいたします。
- 学生証（身分証明書）は、裏面を含め、各学校の定める様式で構いません。
- 通学定期券を購入するための身分証明書として、裏面に発行控欄のある「通学定期乗車券購入用の身分証明書」を作成していただきます。

【別紙3】 実習用通学定期乗車券の申請方法等についてのご案内

学生が、学校における教育課程の一環として、本校以外の施設に実習のため通学する場合の通学定期券発行に関するお取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

1 申請方法について

- (1) 学校代表者名で「**実習用通学定期乗車券発売申請書**」(専用ページにご用意しております)を発行し、次の係まで郵送またはEメールでご提出ください。

〒060-8644
札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1 番 1 号
北海道旅客鉄道株式会社 (JR 北海道)
営業部 運賃・制度グループ (TEL 011-700-5774)
Eメール: eigyoubu.seido@jrhokkaido.co.jp

(注) 申請の期限は通学開始日の 10 日前までです。間に合わない場合は、事前に電話でご連絡ください。

(注) Eメールで申請いただく場合、個人情報保護の観点から、必ずパスワードを付けて送付いただきますようお願いいたします。送信時の宛先誤り等、弊社の責によらず個人情報が漏洩した場合には、弊社では一切の責任を負いかねます。

- (2) 申請書類の内容につきまして弊社で審査のうえ、通学定期券の発売を承認いたします。

(注) 申請内容に問題が認められる場合に限り、ご連絡いたします。特に問題が認められない場合は、承認の通知及び電話連絡等は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※なお、以下の場合は通学定期券の発売を承認いたしかねますのであらかじめご了承ください。

- ・実習が学校の単位として認定されていない場合
- ・実習先の企業より、賃金や交通費が支払われる場合

- (3) 学校代表者名で「**通学証明書**」を発行し、当該生徒様に交付したのち、通学定期券購入を希望する駅でお買い求めいただきます。

2 通学証明書の記入方法について

各項目の記入方法は次のとおりです。

「通学証明書(実習用)」は、専用ページにご用意しております。

- 「No.」……………学校の通し番号を記入してください。
- 「学校種別又は指定番号」……小学校の場合は「小学校」、中学校の場合は「中学校」、高等学校の場合は「高等学校」、大学の場合は「大学」、JRの指定学校として指定番号を付与されている場合は「北海道 123」の例によりその指定番号を、それぞれ記入してください。
- 「区分」……………小学校及び中学校の場合は「義務課程」、高等学校および専門学校の高等課程の場合は「高等課程」と記入し、その他の場合はまっ線を引いてください。
- 欄外上部に「実習」と赤書きしてください。
- その他の欄は、通学内容に基づき記入してください。

3 その他

- (1) 通学期間が決まっていて、申請書類(学生名簿を含む。)を揃えることができる場合は、年度単位でまとめて申請することができます。ただし、通学定期券の購入にあたっては、購入の都度、通学証明書が必要となりますので、その都度「通学証明書」を発行し、学生に交付してください。
- (2) 実習用の通学定期券は、申請のあった「購入希望駅」でのみ発売いたします。申請書提出後に購入希望駅を変更する場合は、必ず事前にご連絡ください。

【別紙4】

往復乗車券及び連続乗車券発売終了に伴う 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式変更について

1 具体的な取扱内容

(1) 現行の取扱い

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）1枚につき、片道・往復・連続のいずれかの普通乗車券を発売いたします。

(2) 2026年3月14日（土）からの取扱い

学割証1枚につき、片道の普通乗車券を2枚まで同時に発売いたします。2026年3月13日以前に往復乗車券や連続乗車券として購入していた区間をご旅行する場合も、それぞれの記入欄に乗車区間をご記入ください。

※それぞれの区間の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

2 学割証の様式変更について

往復乗車券及び連続乗車券の発売終了に伴い、発行機関にて発行する学割証の様式について、2026年度納品分から次頁の様式に切り替えていただきますようお願いいたします。

3 その他

現在使用している学割証につきましては、当面の間引き続き有効なものとして取扱いを行います。なお、現行の様式を引き続き使用される場合は、記入内容に応じて、片道の普通乗車券を発売いたします。現行の様式の記入例は次のとおりです。

記入例)

学校学生生徒旅客運賃割引証 (一般学校用)			
第.....号	学校種別又は は記号番号		
乗車区間	博多 東京 駅から 東京 博多 駅まで	經由	
乗車券の種類	片道 往復 連続		
部科及び学年	第.....年 学年(年次)		
証明書番号			
発行者の氏名 及び生年	() ()		
割引率	旅客鉄道会社編 2割		
有効期間	年 月 日まで		
	年 月 日発行		
学校所在地			
学校名			代表者 職 印
学校代表者氏名			
(発行額)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	特

発行日に記入された個人情報は、申込内容並びに発行乗車券の個人に必要に応じて集約の用途に活用します。

- ・2行程の場合は「乗車区間」の欄に2行程ご記載ください。
- ・「乗車券の種類」欄の「片道・往復・連続」は、○の記載は不要です。
- ・通信教育用も同様の記載方法となります。

以 上

【別紙4】

一般用

現行

改正

(表)

(表)

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

第 _____ 号

	学校種別又は指定番号	
※乗車区間	駅から 駅まで	經由
※乗車券の種類	片道 往復 連続	
部科及び学年	第 _____ 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(_____ 才)	
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日まで	

_____ 年 _____ 月 _____ 日発行

学校所在地 _____

学校名 _____

学校代表者氏名 _____

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(裏)

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

第 _____ 号

	学校種別又は指定番号	
区間1		
※乗車日	●●●●年●月●日	
※乗車区間	駅から	駅まで
※經由	經由	
区間2		
※乗車日	●●●●年●月●日	
※乗車区間	駅から	駅まで
※經由	經由	
部科及び学年	第 _____ 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(_____ 才)	
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日発行 ※発行日から3箇月間有効	

学校所在地 _____

学校名 _____

学校代表者氏名 _____

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(裏)

【別紙 4】

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できません。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
- (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者が記入してください。
- (4) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。

【主な変更点 (赤枠)】

- 1 乗車券の記入欄について「片道・往復・連続」の表記を削除し、2区間記入するため記入欄を追加
- 2 裏面の内容を一部修正

【別紙4】

通信教育学校用

現行

改正

(表)

(表)

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(通信教育学校用)

第.....号

※乗車区間	駅から 駅まで	経由
※乗車券の種類	片道 往復 連続	
部科及び学年	第 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(才)	
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

平成.....年.....月.....日発行

学校所在地.....

学校名.....

学校代表者氏名.....

代表者
職 印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
			47 (放送大学「回数」のみ発行者が○)

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

契印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(通信教育学校用)

第.....号

区間1			
※乗車日	●●●●年●●日		
※乗車区間	駅から	駅まで	
※経由	経由		
区間2			
※乗車日	●●●●年●●日		
※乗車区間	駅から	駅まで	
※経由	経由		
※乗車券の種類	普通乗車券 普通回数乗車券		
部科及び学年	第 学年(年次)		
証明書番号			
使用者の氏名及び年齢	(才)		
割引率	普通乗車券 2割		
(旅客鉄道会社線)	普通回数乗車券 2割又は5割		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

.....年.....月.....日発行

学校所在地.....

学校名.....

学校代表者氏名.....

代表者
職 印

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
			47 (放送大学「回数」のみ発行者が○)

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

【別紙 4】

(裏)

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）してください。
- (4) ※印の欄以外の事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、表記の期間（面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで）です。

(裏)

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) 割引普通回数乗車券は、指定学校(面接授業会場又は試験会場を含みます。)のもより駅までの区間を、1人1組まで購入できます。
- (3) 割引普通乗車券と割引普通回数券を同時に購入することはできません。
- (4) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- (5) ※印の欄は、使用者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行者が通学区間を記入してください。
- (6) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (7) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (8) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (9) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (10) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (11) この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1箇月間です。

【主な変更点 (赤枠)】

- 1 乗車券の記入欄について「片道・往復・連続」の表記を削除し、2区間記入するため記入欄を追加
- 2 乗車券の種類に「普通回数乗車券」を追加
- 3 裏面の内容を修正